

平成20年11月29日

経済産業省 商務流通グループ消費経済対策課

特定商取引に関する法律審査基準等 パブリックコメント担当 御中

(社) 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
消費者提言特別委員会

「特定商取引に関する法律に基づく経済産業大臣の処分に関する審査基準等について」
に対する意見

特定商取引法に関する法律に基づく経済産業大臣の処分に関する審査基準等について、賛成の意見を述べさせていただきます。また、一部懸念事項につきましては、意見を表明させていただきます。

1. 申請に対する処分にかかる審査基準

法61条の第1項の規定により、法人の指定に掲げる基準につきましては、賛成です。

2. 不利益処分にかかる処分基準

(1) から (12) までの法律に基づく、指示または業務停止につきましては概ね賛成ですが、「事業者によるコンプライアンス体制の状況」が、具体的にどのような状況が確保されれば、処分を免れるのかという点について基準が分かりにくいと考えます。つまり、『違反行為の悪質性及び被害の広がりを防止するようなコンプライアンスを標榜すれば、処分を免れる』という甘い解釈の余地が入り込まないように望みます。

(3) と (4) における通信販売電子メール広告受託事業者が、処分対象に広がることについては、賛成です。(7) と (8) における電子メール広告受託事業者が処分対象となることにも賛成します。

以上

問い合わせ先

(社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会

消費者提言特別委員会世話人 内田玲子・柴垣雅子

152-0031 東京都目黒区中根2-13-18 第百生命都立大学駅前ビル

電話 03-3718-4678 FAX 03-3718-4015